

地方拠点強化税制

内閣府地方創生推進事務局

首都圏の企業転入・転出動向

- コロナ禍以降、本社を首都圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）から地方移転する企業が首都圏へ転入した企業を上回る転出超過が続いていたが、2025年は首都圏から地方移転した企業は325社、首都圏へ転入した企業は363社となり、5年ぶりの転入超過。



出典)【帝国データバンク】首都圏「本社移転」動向調査(2025年) (2026年2月26日発表)

注1) 本社とは、実質的な本社機能(事務所など)が所在する事業所を指し、商業登記上の本店所在地と異なるケースがある。

注2) 首都圏の企業転出・転入は、首都圏内外をまたぐ道府県との本社移転を指しており、首都圏内での県境をまたぐ本社移転は含まれない。

地域での事例

(株) ジンズホールディングス (群馬県前橋市)

首都圏直下型地震等の有事の**BCP対策**で、サテライトオフィスを**創業の地の前橋市に新設**。
拠点を増やすことで、有事の際に損害を最小限に抑え**事業継続の強化を図る**。
前橋中心街の活性化に貢献。雇用促進税制で、思い切った採用活動(地域雇用)や移住に繋がっている。



地域での事例

(株) サザンクロスシステムズ（当時本社：東京都荒川区西日暮里2丁目26-2）

2007年に東京荒川区で創業。従業員約120名。

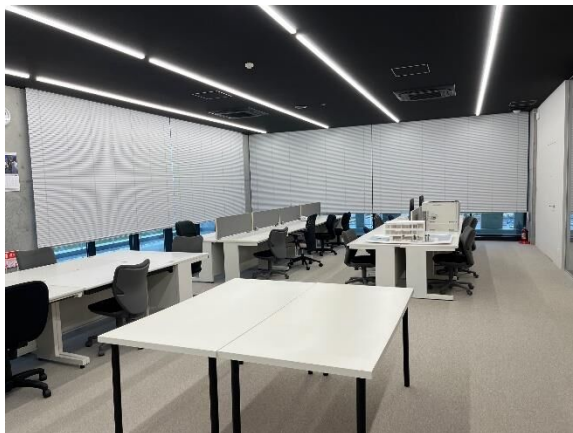
2008年に宮崎事務所、2016年に福岡事務所設立。大手企業向けの基幹系業務webシステムやメディカルシステムの設計・開発等を実施。

地方部のDXに貢献するため、**2023年に宮崎市に管理機能の一部を東京から移転し、開発拠点、研究センター、人材育成センターを有する宮崎本社を新たに整備し、東京と2本社体制へ。**

宮崎市新社屋



オフィス（ワークスペース）



オフィス（コミュニティスペース）



地域での事例

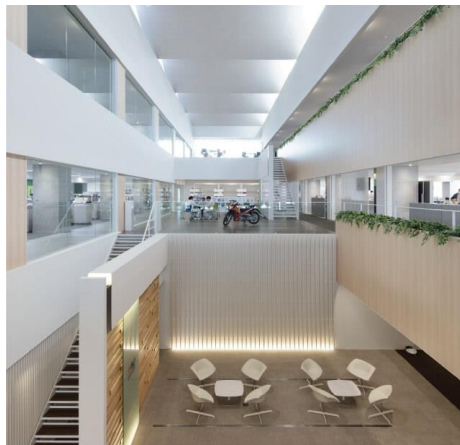
日本カーバイド工業（株）（本社：東京都港区）

- 1935年に富山県魚津市で創業。
- 国内複数箇所に分散していた研究部門と本社(東京)を拠点としていた知的財産部門を集約し、早月工場敷地内に研究開発センターを新設。整備計画終了時（2019年4月末）の常時雇用の従業員数は112名。（設備投資額：25億円）。
- この施設には生産技術部門や工場管理部門も移転し、開発・製造・管理が一体となり迅速な対応が図れる体制へと移行。

研究開発センター



アトリウム



ラボスペース



（出所）日本カーバイド工業（株）HPより

地方への本社機能の移転・拡充の支援

国では、地方創生等の観点から、**企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）を移転や拡充する際に地方拠点強化税制等を措置。**

※移転を伴わない地方における本社機能拡充も対象。

本社機能とは

事務所



全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの
（一部部門は対象外）

研究所



事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

研修所



事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

地方拠点強化税制とは？

本社機能(管理部門や調査企画部門等を有する事務所や研究所、研修所)の
一部又は全部を・・・

- ⇒ 東京23区から、地方に移転する場合
- ⇒ 地方で拡充する場合
- ⇒ 地方から、別の地方に移転する場合



税制の優遇措置を受けることができます！

その他、債務保証制度や融資制度等もございます！

どのような優遇措置があるの？

主な優遇措置は、以下のとおり

■ 設備投資減税(オフィス減税)

- 建物等を、新築、増築、購入（新築）、購入（中古）により取得した場合に、**法人税の減税措置等**が受けられます。

※「購入（中古）」は中古物件の購入及び当該購入に伴う改修を指し、中古資産の購入を伴わない改修のみは対象外です。

- 一定の要件を満たす場合、税額控除率等を引き上げる上乗せ措置あり。

※新築、増築、購入（新築）により取得した場合のみ。

その他、**地方税（不動産取得税、固定資産税、事業税）の優遇措置**、
必要な資金の借入に係る**債務保証**、**融資**等を受けることができます。

※各自治体で対応が異なりますので、必ず拠点の立地先として検討している自治体に確認してください。

※雇用促進税制は令和8年3月31日の期限の到来により廃止となりました。ただし、同期限までに
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合、経過措置として同税制の適用が可能です。

オフィス税制の優遇措置を受けるためには？

ステップ① (計画認定)

都道府県知事から整備計画※の認定を受けること！

⇒ 認定対象は、「移転型事業」又は「拡充型事業」を行う場合

- ◆ 移転型事業：東京23区から地方に本社機能に移転する場合
- ◆ 拡充型事業：地方で本社機能を拡充する場合など

※地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の略

ステップ② (税制適用)

確定申告を必ず行うこと！

- ◎ 税制優遇措置を受けるためには、確定申告を行うべき時期に、必ず確定申告を行ってください。

※税制適用に当たっては、整備計画の認定とは別に、一定の要件を満たす必要があります。

移転型事業とは？

本社機能の一部又は全部を**東京23区**から地方に移転する場合

例えば……

- 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社を移転する場合
- 地方に研究所を建設し、東京23区の本社から研究開発機能に移転する場合
- 東京23区に本社を置く企業が、地方に本社機能の一部を移転する場合



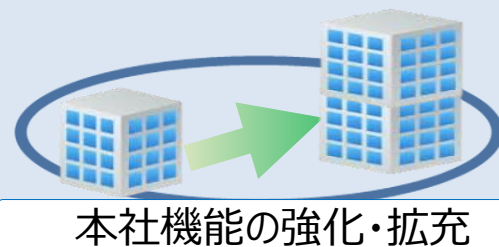
※首都圏の一部地域への移転は対象外です。

拡充型事業とは？

本社機能を地方で拡充する場合や
東京23区以外の地方から別の地方に移転する場合

例えば……

- 地方に本社を置く企業が、その本社を増築する場合
- 東京23区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転する場合
- 地方において、新しく起業するために本社を整備する場合



※首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域での拡充は対象外です。

本社機能（特定業務施設）とは？

事務所



調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部（オンライン営業）、サービス事業部門の一部（調査、企画、人事業務等の受託事業）の業務のために使用される事務所

研究所



研究開発において
重要な役割を担うもの
(事務所以外の施設において
研究開発を行う部門を含む)

研修所



人材育成において
重要な役割を担うもの

※業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。

※登記簿上の「本店」である必要はありません。

支援対象施設は？

本社機能(事務所、研究所、研修所)と併せて整備される
子育て施設も地方拠点強化税制の対象になります。

本社機能
(特定業務施設)

事務所



研究所



研修所



子育て施設
(特定業務児童福祉施設)

保育所、学童等



令和6年度より対象（オフィス減税のみ）

優遇措置（オフィス減税）のメリットは？

＜移転型事業＞

- 建物等の取得価額に対して、
特別償却25%又は税額控除 7 %（新築、増築、購入（新築）の場合）
特別償却15%又は税額控除 4 %（購入（中古）の場合）

【例 1】 オフィスを新築（取得価額10億円）により整備
特別償却： 2 億5,000万円 又は 税額控除： 7,000万円の優遇！

【例 2】 オフィスを中古物件の購入及び改修（取得価額9,000万円）により整備
特別償却： 1,350万円 又は 税額控除： 360万円の優遇！

※建物等の取得価額が4,500万円以上（中小企業者は1,000万円以上）の場合が対象になります。

※取得価額が80億円を超える場合、本税制の対象は80億円までとなります。

※対象となる地域など、詳細については、拠点の移転・立地先として検討している都道府県に確認してください。

優遇措置（オフィス減税）のメリットは？

＜拡充型事業＞

- 建物等の取得価額に対して、
特別償却15%又は税額控除4%（新築、増築、購入（新築）の場合）
特別償却10%又は税額控除2%（購入（中古）の場合）

【例1】 オフィスを新築（取得価額10億円）により整備
特別償却：1億5,000万円 又は 税額控除：4,000万円の優遇！

【例2】 オフィスを中古物件の購入及び改修（取得価額9,000万円）により整備
特別償却：900万円 又は 税額控除：180万円の優遇！

※建物等の取得価額が4,500万円以上（中小企業者は1,000万円以上）の場合が対象になります。

※取得価額が80億円を超える場合、本税制の対象は80億円までとなります。

※対象となる地域など、詳細については、拠点の移転・立地先として検討している都道府県に確認してください。

上乗せ措置のメリットは？

<移転型事業>

- 建物等の取得価額に対して、特別償却25%又は税額控除8%（+1%）

【例】 オフィスを新築（取得価額10億円）

特別償却：2億5,000万円 又は 税額控除：8,000万円の優遇！

<拡充型事業>

- 建物等の取得価額に対して、特別償却20%（+5%）又は税額控除5%（+1%）

【例】 オフィスを新築（取得価額10億円）

特別償却：2億円 又は 税額控除：5,000万円の優遇！

※建物等の取得価額が4,500万円以上（中小企業者は1,000万円以上）の場合が対象になります。

※取得価額が80億円を超える場合、本税制の対象は80億円までとなります。

※対象となる地域など、詳細については、拠点の移転・立地先として検討している都道府県に確認してください。

オフィス減税の上乗せ措置とは？

- 建物等を新築、増築、購入（新築）により取得した場合、以下の要件を満たすことで、税額控除率等の引き上げを受けることができます。

<要件>

■ 大企業

- ① 取得価額の合計額が10億円以上
- ② 供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者*¹の増加数*²が60人以上
- ③ 認定を受けた整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が60人以上

■ 中小企業者*³

- ① 供用年度の終了の日においてその特定業務施設に勤務する特定雇用者の増加数が20人以上
- ② 認定を受けた整備計画に記載された整備計画期間内に特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が20人以上

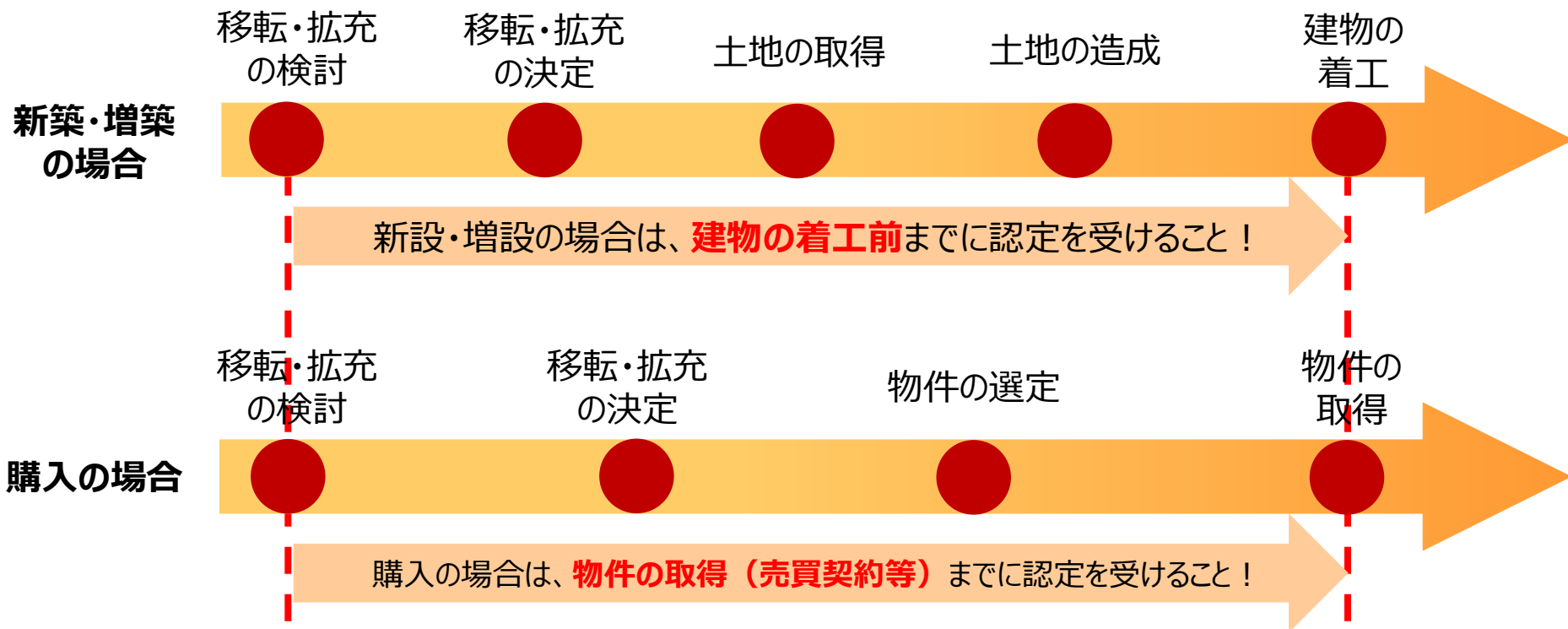
※1 特定雇用者とは以下のいずれにも該当する者をいいます。

- ① 個人事業主又は法人役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除いた雇用保険一般被保険者
- ② 期限の定めのない雇用による労働者
- ③ フルタイム雇用の労働者

※2 供用年度において、新規雇用及び特定業務施設に集中地域からの転勤により増加した者が対象です。

※3 「中小企業者」とは、租税特別措置法に定義される中小企業者をいいます。

整備計画の認定はいつまでに受けるの？



※整備計画の認定には一定の期間を要しますので、早めに拠点の立地先として検討している都道府県にご相談ください。

注意すべきことは？

■ 優遇措置を受けることができる地域か確認すること！

- 税制等の優遇措置を受けることができない地域があります。
- 拠点の移転・立地先として検討している都道府県に、拠点の所在（予定）地は優遇措置を受けることができる地域であるか、事前に必ず確認してください。

■ 都道府県への相談は、早めに行うこと！

- 通常、整備計画の申請から認定までには、概ね 1 ヶ月を要します。
- また、優遇措置を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。
- 移転・拡充を検討している場合は、事前の確認・調整に係る期間も踏まえて、お早めに拠点の移転・立地先として検討している都道府県に相談してください。

税制優遇措置を受けるにはどうしたらいいの？

■ ハローワークから事業主都合による離職がないことの確認を受けること

- ✓ 供用年度開始から2ヶ月以内に、ハローワークに雇用促進計画を提出。
- ✓ 供用年度の末日の属する月の前月における初日から2ヶ月以内に、ハローワークから事業主都合による離職がないことの確認を受ける。

■ ハローワークに雇用促進計画の提出・達成状況の確認を受けること（上乗せ措置）

- ✓ 供用年度開始から2ヶ月以内に、ハローワークに上乗せ措置の適用希望ありと記載した雇用促進計画を提出。
- ✓ 供用年度の末日の属する月の前月における初日から2ヶ月以内に、特定雇用者の実績増加数の内訳等を提出し、雇用促進計画の達成状況の確認を受ける。

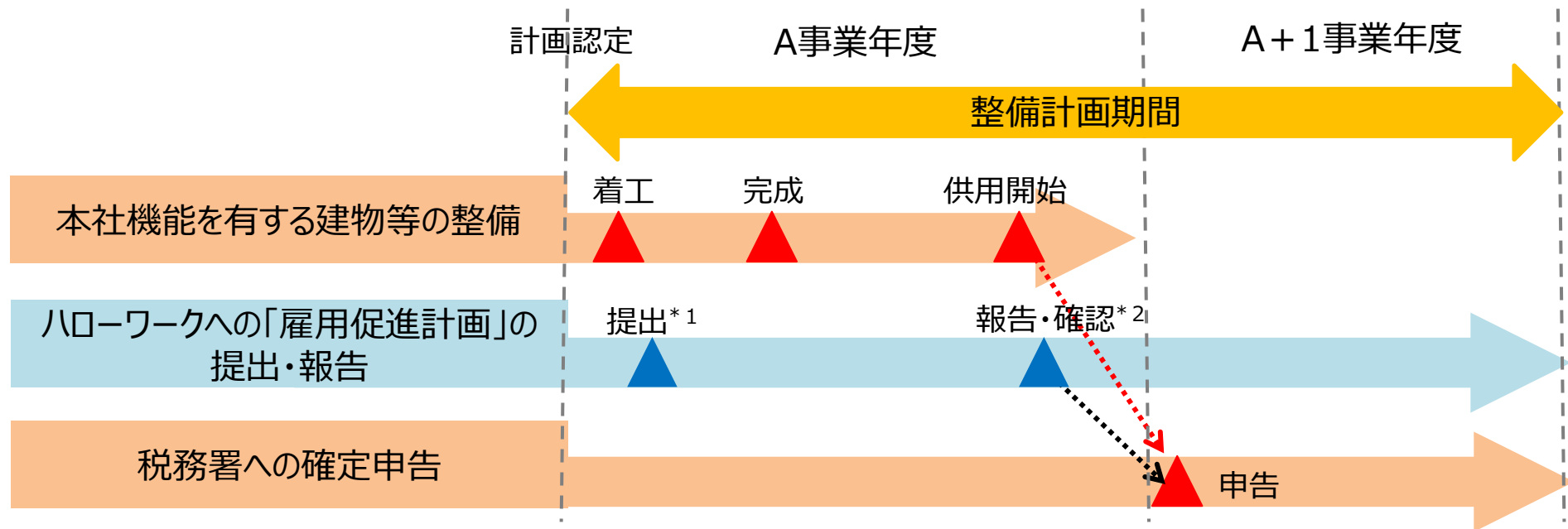
■ 必ず確定申告すること

- 確定申告の方法や流れ(特に、どの事業年度で確定申告すべきか)等について、管轄の税務署に**必ず事前に**確認してください。

- ✓ オフィス減税の確定申告は、建物の供用を開始した事業年度に行う。

確定申告までの流れは？

※事業年度の開始日に整備計画の認定を受けた場合...



※ 1 「雇用促進計画」の提出期間は以下のとおりです。

- (1) 供用年度開始日が整備計画の認定日以降の場合
法人の場合 … 計画期間の初日から2ヶ月以内
個人事業主の場合 … 計画期間たる暦年の1月1日から2月末日までの間
- (2) 供用年度に整備計画の認定日が含まれる場合は、認定日から2ヶ月以内

※ 2 「雇用促進計画」の報告として、達成状況報告の期間は以下のとおりです。

- (1) 法人の場合 … 計画期間末日の属する月の前月における初日から2ヶ月以内
- (2) 個人事業主の場合 … 計画期間たる暦年の11月1日から12月31日までの間

手続きの詳細は、地方拠点強化税制のパンフレット等もご確認ください。

注意すべきことは？

■ 整備計画の認定を受けているからといって、 税制優遇措置を必ず受けることができるわけではない！

- 優遇措置（オフィス減税）の適用を受けるためには、整備計画の認定に加えて、各措置に設定された要件を全て満たす必要があります。
- 詳細は、拠点の移転・立地先として検討している都道府県にご相談いただくとともに、本資料を含め、関係資料をご確認ください（下記URL参照）。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

■ 地方税の優遇措置は、自治体によって対応が異なる！

- 地方税（不動産取得税、固定資産税、事業税）の優遇措置は、自治体によって適用の有無や優遇内容（対象、税率等）が異なる場合があります。
- 詳細は、拠点の移転・立地先として検討している都道府県・市町村にご相談ください。

移転・拡充を行った事業者の声

地方拠点強化税制は、移転・拡充する事業者を後押しします！



研究所・研修所の整備・集約により、開発力・技術力の向上を図ることができた！



地方移転により、地元の優秀な人材（IT人材等）を確保できた！



オフィスの新設により、従業員の作業環境の改善や勤労意欲の向上を図ることができた！



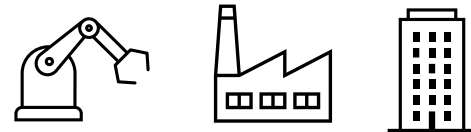
地方大学と産学官連携による共同研究体制の確立を図ることができた！

その他の支援策（参考）

①地域未来投資促進税制

- 地域未来投資促進法に基づく、地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資（工場等も対象となります）を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。
- 建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

課税の特例の内容・対象		
対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
一定の要件を満たす場合	50%	5%
一定の要件を満たす特定中堅企業	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%



【参考】経済産業省・地域未来投資促進税制HP (https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html)

②都道府県等地方自治体の補助金

- 地方自治体では、本社機能や工場等の新設・増設等に対して、補助金等の様々な支援を実施していますので、各地方自治体にお問い合わせください。

※都道府県の企業立地（本社機能）に関する補助金等について

(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/05hozyoichiran.pdf>)

窓口一覧

■ 各都道府県の問い合わせ先

- 下記URLに問い合わせ窓口の一覧表を掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

■ 地域再生法に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局（地域再生担当） TEL : 03-5510-2474

■ 地方拠点強化税制全般・オフィス減税に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局
（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課内） TEL : 03-3501-1697

■ 雇用促進計画に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局
（厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内） TEL : 03-3502-6770
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

■ 本税制の適用に関する問い合わせ先

- 国税局電話相談センター TEL : 0570-00-5901（国税相談専用ダイヤル）

<https://www.nta.go.jp>

※個別の取引に関するご相談は、税理士又は所轄の税務署にお問い合わせください。